債 務 負 担 行 為 に 係 る 契 約 の 特 則

第１条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和８年度　　（概ね 23.0%）円
令和９年度　　（概ね 77.0%）円

２　支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

令和８年度　　（概ね 25.6%）円
令和９年度　　（概ね 74.4%）円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

第２条　債務負担行為に係る契約の前払金については、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第 34 条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、契約書第 34 条及び第 35 条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額（前会計年度末における第 36 条の２第１項の業務委託料相当額（以下「前会計年度末業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下契約会計年度）という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

２　前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の契約書第 34 条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

３　第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の契約書第 34 条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当額（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

４　第１項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の契約書第 34 条第１項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

５　第１項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、契約書第 35 条第４項の規定を読み替えて準用する。